


所管部課	子育て支援部青少年課	部長	吉沢 寿子	
件名	平成31年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱について			
		区分	1 審議事項	○
			2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例、東大和市立学童保育所条例施行規則		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>ランドセル来館事業については、これまで学童保育所の待機児童対策として実施していたが、平成31年度より、放課後の多様な居場所のひとつとして位置づけることとした。このことに伴い実施要綱を制定するものである。</p> <p>2. 制度概要</p> <p>(1) 実施場所は児童館及び市長が特に必要があると認めた施設（平成31年度は第二小学校、第四小学校で実施予定）</p> <p>(2) 対象者は、学童保育所入所基準に該当する児童。</p> <p>(3) 利用時間は、小学校授業日は放課後から午後5時まで。授業日以外の日は午前8時30分から午後5時まで。</p> <p>(4) 利用者の費用負担なし。</p> <p>3. 施行日</p> <p>平成31年4月1日</p> <p>4. 影響及び効果</p> <p>就労等で放課後の児童の保育をできない保護者が、学童保育所とランドセル来館の利用しやすい方の事業を選択して利用することができるようになり、利便性が向上する。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成30年10月：学童保育所利用者及びランドセル来館事業利用者を対象に、利用に関するアンケートを実施。</p> <p>平成30年11月：ランドセル来館の単独事業化について市長決裁済み。</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。